



「集まれば 大きな力に 統計調査」

にかほ市 統計調査員 登録の手引き



にかほ市総合政策課



(TEL : 0184-43-7510 平日 8 : 30 ~ 17 : 15)

「統計調査員」とは…

- 統計調査の際、調査票の配布・回収などを行います。
- 調査対象（世帯や事業所）と直接やりとりする責任ある重要な任務を担います。
- 長年の調査活動を功績として、国等から表彰される制度もあります
- 不定期・季節的なお仕事ですので、ご自身の都合に合わせて従事できます。

【 目 次 】

1. 統 計 調 査 員 と は	1
2. 統計調査員になるための手続き	2
3. 統 計 調 査 員 の 仕 事	3
4. 統計調査員が担う役割と重要性	4
5. 統 計 調 査 員 の 待 遇 など	5~6
(1) 統計調査員の身分	
(2) 統計調査員の報酬	
(3) 統計調査員の災害補償	
(4) 統計調査員の義務	
6. 統計調査員が関わる統計調査	7
7. Q&A	8~9
8. 様式集	10~14



1. 統計調査員とは

統計調査員は、各種統計調査の調査対象（世帯・事業所等）を訪問し、「調査対象名簿の作成」「調査対象者へ説明」「調査票の回収」「調査票の点検」などの業務を行います。

▶統計調査員が回収した調査票は、「統計」としてまとめられ、統計調査の結果として世の中に公表されることで、国や地方公共団体を始め、様々なところで広く利用されています。また、統計調査の結果を利用して実施される施策の方向性にも影響を与えることになります。

《代表的な統計調査》

- ・国勢調査（すべての世帯を対象とした調査）
- ・経済センサスー活動調査ー（すべての事業所を対象とした調査）

- ◆調査員の業務中の身分は、国、秋田県またはにかほ市の非常勤の公務員です。
- ◆長年の調査活動等を功績として、統計調査員が国や県から表彰される制度があります。
- ◆不定期・季節的なお仕事ですので、ご自身の都合に合わせて従事できます。

『統計調査員登録制度』について

- ◆統計調査員の募集方法として、統計調査の従事希望者を事前に登録する「統計調査員登録制度」を採用しています。この制度に基づき統計調査員として市に登録された方を、「登録調査員」といいます。
- ◆登録調査員は、研修会等で実務知識を習得する機会があり、調査の円滑な実施に役立てることが出来ます。



2. 統計調査員になるための手続き

(1) 登録要件を確認します。

次の条件に該当する方は、統計調査員として登録できません。ご了承ください。

①選挙に直接関係する方（例：選挙事務所職員、選挙運動員、立候補者）

②警察に直接関係する方（例：警察官）

③暴力団員その他の反社会的勢力に関係する方（例：暴力団員、暴力団関係者）

※税務に直接関係のある方（例：徴収職員、徴税吏員）は、一部従事できない統計調査があります。

(2) 「にかほ市統計調査員の手引き」（この冊子）をよく読みます。

この手引きを一通り読んで、統計調査員の仕事等をご確認ください。不明点がある場合は、総合政策課 連携推進班までお問い合わせください。

(3) 統計調査員登録申込書を提出します。

「様式1 統計調査員登録申込書」を漏れなく記入し、にかほ市役所 総合政策課 連携推進班に提出してください。（象潟庁舎2階 7番窓口）

(4) 市で調査員情報を登録します。

統計調査員登録申込書を基に、市で調査員として登録します。

※登録内容に変更が生じた場合は、「変更届」を提出してください。

(5) 市から従事意向確認の電話がきます。

統計調査によって調査対象となる地域等が異なるため、従事希望が合致する調査員を市で選定し、電話で従事意向を確認して調査員を決定します。市から電話が来たら、統計調査の内容や期間等を確認し、従事可能な場合は調査員業務をお願いします。

いよいよ、統計調査員の仕事がスタートします！



3. 統計調査員の仕事

①「調査員説明会」に出席します。説明会から帰宅したら、配布資料を読んで復習します。

【説明会の参加目的】

- 統計調査の目的、心構え、個人情報の取扱い等を理解する。
- 調査票の記入要領を確認する。
- 統計調査の各種用品を受け取る。

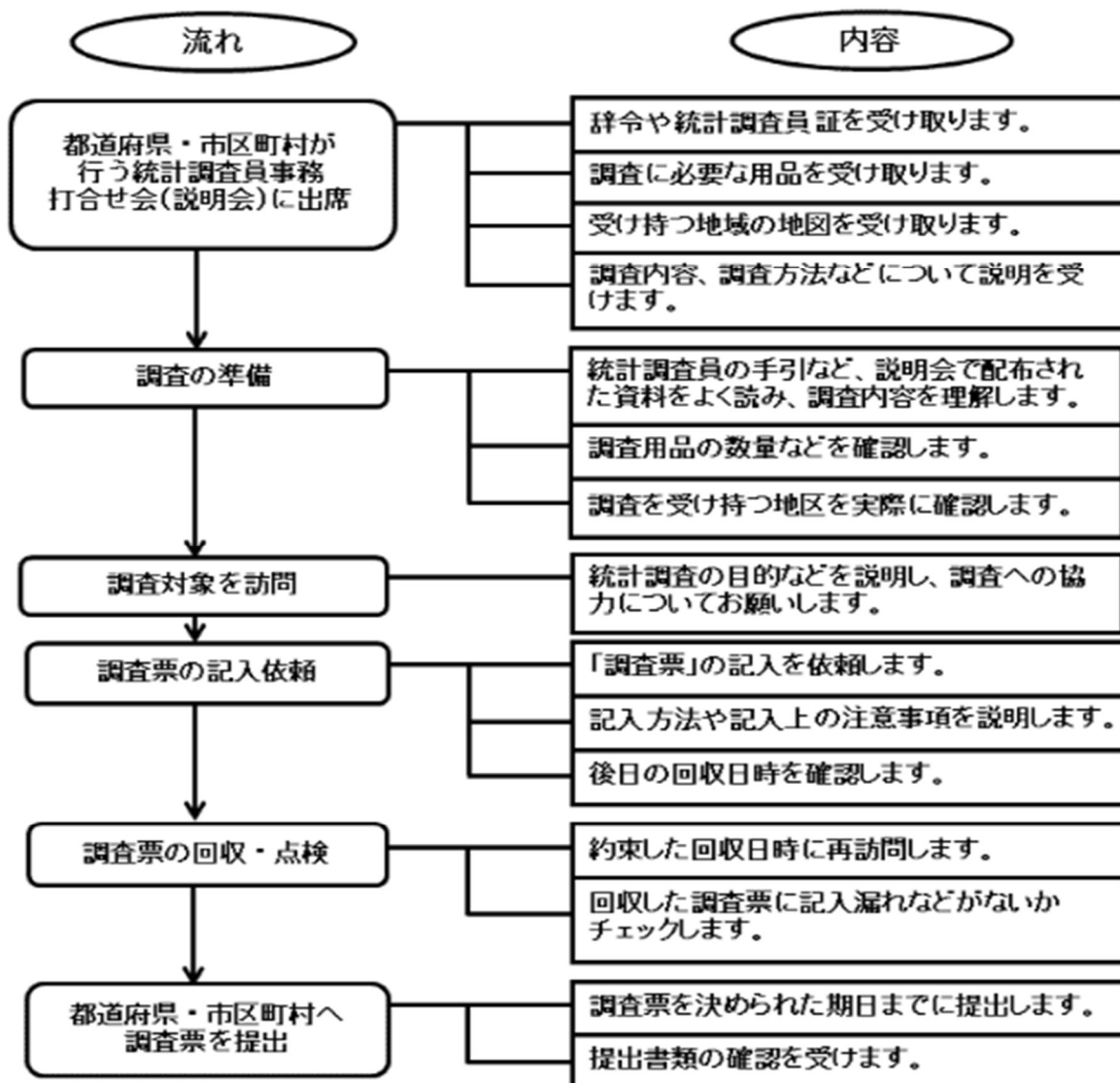
②調査対象や事業所を確認し、調査対象名簿を作成します。

③事業所・世帯へ説明」を行い、調査票を配布します。

④調査票の回収、点検、整理をします。

⑤調査書類を市へ提出して仕事が完了します。

【流れの参考】※出典：総務省



4. 統計調査員が担う役割と重要性

調査対象世帯から「調査への理解や協力を得る」役割が一番重要です。
丁寧な対応をして、気持ちの良い回答を引き出しましょう。

- ◆調査対象（訪問先の事業所・世帯）の中には、統計調査に不慣れな方もいらっしゃいます。訪問を受けて初めて、調査対象と知って不安感や、多忙など様々な事情により協力を得るのが難しいこともあります。
- ◆統計調査員は、「訪問し対応する」という最も基本的で重要な役割を担うので、調査対象にとっては「調査の代表者」です。このため、丁寧な対応をして信頼され協力を得ることが大切になります。
- ◆回収した調査票は、「統計調査結果」として公表されます。

調査員1人の1人の対応で、統計調査の制度は支えられています。



5. 統計調査員の待遇など

(1) 統計調査員の身分

身分は、国、秋田県、にかほ市の非常勤の公務員です。

◆統計調査員は、統計調査の度に大臣、県知事または市長から任命される非常勤の公務員で、法的規定は、統計法（平成19年法律第53号）第14条に基づきます。

◆職務の特殊性のため、一般の公務員と異なる取扱いをしています。

例) 営利企業の従事制限はないので、兼職（自営、民間企業の正社員、契約社員、パートタイマー若しくはアルバイト等も法律上認められます。

※ただしお勤めの方は、勤務先の上承が必要な場合がありますので、登録前や調査の従事前
に勤務先に確認しておきましょう。

(2) 統計調査員の報酬

統計調査員の報酬は、統計調査ごと、都道府県・市町村ごとに異なります。主に調査区数、世帯数（世帯が対象の調査）、調査票の回収状況（事業所が対象の調査）により決まります。

◆統計調査員には、調査活動に従事した対価として、報酬が支払われます。

報酬額は、統計調査の種類、調査活動に係る調査票の回収状況等に応じて、国または秋田県が法令等により定めた指定額に基づいて支払われます。

(3) 統計調査員の災害補償

統計調査員には公務災害が適用されます。ただし、任命期間中の調査活動による等、条件があります。

◆統計調査員は、任命期間中の調査活動で災害（例えば転倒事故）に遭った場合、法令等の規定に基づき公務災害補償を受けることができます。ただし、任命期間中の調査活動でも、調査活動以外（回収ついでの買い物など）は、公務災害補償認定されないことがあります。

※自動車・バイクを使用時の事故は、原則として個人の任意保険での対応となります。

△ 調査活動中、災害(事故)に遭ったら、すぐに総合政策課 連携推進班に連絡してください！ △

(4)統計調査員の義務

統計調査員には、秘密を守る義務があります。秘密を漏らしたときは、罰則が適用されます。

◆統計調査員は、守秘義務(調査内容や知り得た事実を外部に漏らさないこと)があります。(統計法第41条第5号)

※主義義務は、統計調査員を辞めた後でも適用されます。

→調査対象は、他人に知られたいくない事項にも安心して回答できます。

※なお、統計調査員が秘密を漏らした場合は、100万円以下の罰金など、統計法第57条第2号第59条の規定のとおり処罰されます。

第41条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

1～4(略)

5 地方公共団体が第16条の規定により期間統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合において、期間統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報の取扱いに従事する当該地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

1 (略)

2 第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他団体の秘密を漏らした者
第59条 第41条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。



6. 統計調査員が関わる統計調査

主な統計調査※令和4年 月現在

※年によって実施する調査が異なります。

統計分野	統計調査名	周期	対象・内容
人口・世帯	国勢調査	5年	わが国に住んでいる(居住する)人、世帯が対象。人口や世帯の実態を明らかにする最も基本的な調査。次回:令和7年(2025年)10月
住宅・土地	住宅・土地統計調査	5年	世帯等が対象。 わが国の住宅と世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、現状と推移を明らかにする調査。次回:令和5年(2023年)10月
家計	全国家計構造調査	5年	世帯が対象。 家計の収入・支出及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査。次回:令和6年9月～11月
企業・経済	経済センサス —基礎調査	5年	全事業所が対象。基本的な構造(事業所及び企業の活動の状態、産業や従業者規模別等) 次回:令和7年(2025年)
	経済センサス —活動調査	5年	全事業所が対象。 基礎調査を基にして、企業及び事業所の経済活動状態(経理項目等)を明らかにする調査。次回:令和8年(2026年)6月
労働	就業構造基本調査	5年	15歳以上の世帯員が対象。 就業及び不就業の実態をより詳細に把握する調査。次回:令和9年(2027年)10月

※その他の調査

調査手法の検証をする「試験調査」や、国・県が直接行うなど、市を経由しない統計調査もあります。

7. Q&A

Q.1 統計調査員の登録制度とは、どのような制度ですか？

A 統計調査員の登録制度とは、各種統計調査に統計調査員として従事していただける方を事前に登録してもらう制度です。調査が行われる際に、本人に意向確認を行ったうえで、統計調査員の業務に従事することになります。

※登録しても必ずしも任命されるとは限りません。

Q2. 統計調査員の登録は、いつ募集していますか？

A 調査員の登録は、通念で募集しています。登録をご希望の際はお問い合わせください。

Q3. どうすれば調査に従事できますか？

A 調査員の登録をしていただいたとしても、すぐに翌日から統計調査員としての仕事が始まるわけではありません。統計調査を実施する3～4か月前に、登録調査員に対して、調査員として従事していただけるかを担当者から事前に確認します。このとき、調査の規模によって従事していただく調査員の人数が決まっていますので、全てのかたに連絡があるとは限りません。

調査の実施期間等に都合が合わない場合は、辞退しても問題ありません。

年間を通して仕事があるとは限りませんので、定期的に収入を得られるものではありません。

Q4. 調査員として活動する期間はどれくらいですか？

A ひとつの調査の期間は、おおむね2～3か月です。ただし、それ以上の期間を要する調査もあります。また、調査期間中も、あらかじめ指定された調査日程に基づき、期間内に責任をもって担当する調査地域の調査活動を行っていただくことになります。調査票の配布や回収には労力を要しますので、時期によっては集中的に時間を割いて活動しなければならないこともあります。基本的には、調査員個々の都合で日々の時間割を計画できます。

Q5. 統計調査員はボランティアですか？

A 統計調査員の仕事は、ボランティアではありません。調査期間中は、統計調査員として任命を受け、非常勤の公務員として調査活動に従事することとなります。また、調査が終了しますと、統計調査ごとに定められた報酬が支払われます。報酬額は調査の内容や受け持ち調査対象の数によって異なります。

Q6. 未経験者でも大丈夫ですか？

A 統計調査の経験がない方でも大丈夫です。調査を行う前に必ず説明会を開催します。また、調査員同士が協力したり、同行者を随伴できる制度もあります。

Q7. 一度登録したらずっと仕事を引き受けないとけないのですか？

A ご都合が合わない場合は、断っていただいても構いません。

Q8. 他に職をもっている、調査員になることは可能ですか？

A 兼業も可能です。統計調査員は大臣や県知事から任命される非常勤の公務員で、兼職も法律上認められています。ただし、お勤めの方は勤務先の了承が必要な場合もあるので、登録申込の前や、統計調査の従事前には勤務先に確認しておく必要があります。

※調査員の活動中にそれ以外の活動(セールス活動など)を行うことは禁止されています。

Q9. パートがお休みの日に調査員の仕事はできますか？

A 可能です。調査票を配布する期間の指定などがありますが、基本的には統計調査員の都合の良い時間帯に活動ができます。

Q10. 活動する場所はどこですか？

A 調査に従事していただく地域は、登録時や従事意向確認時に希望した地域を参考に割り振りを行います。

Q11. 自分が住んでいる地区以外でも活動ができますか？

A 可能です。ご希望がある場合は、登録時や意向確認時にお知らせください。

Q12. 報酬はいくらですか？

A 統計調査員を登録しただけでは、報酬は発生しません。統計調査員として任命され、活動すると定められた報酬が支給されます。調査ごとに標準日数等が決められており、それに基づいて支給されるため、単純に単価×調査従事日数とはなりません。

Q13. 統計調査員としての拘束期間・時間はどうなっているのですか？

A 統計調査員として任命されるとまず、説明会に出席することになります。統計調査ごとに、事前調査、調査の依頼、調査票の配布、回収、提出等の日程が決まっておりますので、それに合わせて計画的に作業します。時間については、特に何時から何時までといった勤務時間はありません。

なお、平日や日中に調査票の配布、回収ができない場合には、休日や夜間に従事することもあります。

Q14. 調査活動中の事故や怪我への補償はありますか？

A 調査員の任命期間内の調査活動中に事故などにあった場合は、法令等の規定に基づいて公務災害補償が適用されます。

8. 様式集

各ページをコピーしてお使いください。

様式	掲載ページ	様式の名称	手続きの説明
1	11-12	統計調査員登録申込書	統計調査員登録時に提出。 (A4判、一枚、両面)
2	13	統計調査員登録変更届	住所、氏名等登録情報変更時に提出。 (A4判、1枚、片面)
3	14	統計調査員登録抹消届	統計調査員登録の抹消時に提出。 (A4判、1枚、片面)



各様式は、
にかほ市ホームページから
もダウンロード可能です。

にかほ市 統計調査員

検索

氏名、住所等の変更時には、「変更申出書」の提出をお願いします。
統計調査員には、研修案内や統計調査への従事意向のお知らせを郵便、電話、
メール等で連絡しているためです。
※宛先不明等で郵便が届かず、電話連絡等もできない場合は、登録を抹消させて
いただく場合がありますのでご了承ください。

統計調査員登録申込書

私は、にかほ市統計調査員の登録を希望しますので、にかほ市長あてに申し込みます。

なお、私が次格事項に該当したときには、にかほ市長あてに速やかに届出ます。

年 月 日

フリガナ				性別	男 ・ 女		
氏名				生年月日	S	年	月 日
				年齢	歳		
住所	(〒 -)						
自治会名							
連絡先	自宅電話	-		FAX	-		
	携帯電話	- -		日中連絡先	自宅 勤務先 携帯		
	※携帯電話は緊急連絡用ですので可能な方はご記入ください。						
	メールアドレス						
職業	1 会社員 2 パート 3 自営 4 主婦 5 無職 6 その他						
勤務先				電話番号	-		
統計調査の経験	1 有 2 無						
調査活動の方法 (主に利用する方法1つに○印を付けてください。)							
1 徒歩 2 自転車 3 公共交通 4 自家用車・バイク 5 その他()							
希望する調査地域 (該当する番号1つに○印を付けてください。)							
1 自宅町内会を含む地域							
2 自宅町内会を含まない地域							
3 特に希望しない							
従事不可能な時期	1 なし 2 あり (具体的な月 : 月)						

(裏面に続く)

報酬の 振込先 (本人名義)	金融機関名		本・支店名	
	預金種別		口座番号	
証明写真	<p>調査員証に使用するため、顔写真を提出していただく必要があります。</p> <p>※正面・無帽の顔写真を提出してください。</p> <p>※1年以内に撮影されたもの</p> <p>【提出方法】</p> <p>①右欄に写真を貼り付け または</p> <p>②写真データをメールで提出 写真データを送付してください。 メール件名に氏名を入力してください。 送付先: toukei@city.nikaho.lg.jp</p>		<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 150px; margin: 0 auto; display: flex; flex-direction: column; justify-content: center; align-items: center;"> <p style="margin: 0;">写 真</p> <p style="margin: 0;">張り付け欄</p> </div>	

他の行政機関（国・県等）への情報提供について

調査員（指導員含む）の任命は、総務大臣や秋田県知事が行う統計調査が多くあります。このため、調査の実施にあたっては、調査員としての登録情報を国や県に提供する必要があります。なお、国や県が直接実施する統計調査（家計調査・労働力調査等）や、保健所等の市役所の各課が担当する統計調査（国民生活基礎調査・社会生活基本調査等において、調査員の推薦を求められた場合にも、調査員としての登録情報を提供することがあります。

上記の情報提供について、あなたの登録情報を、他の行政機関に提供することに同意いただけますか。
(下の1又は2のいずれかを○で囲んでください。)

- 1 同意します
- 2 同意しません

※市記入欄	担当課受付	年 月 日	備考	
-------	-------	-------	----	--

統計調査員登録変更申出書

私は、にかほ市統計調査員の登録の変更をしますので、にかほ市長あてに申し出ます。

※変更箇所の□にチェックを入れてください。

年 月 日

フリガナ				性別	男 ・ 女
□氏名				生年月日	S 年 月 日
				年齢	歳
□住所	(〒 -)				
□連絡先	□自宅電話	-	□FAX	-	
	□携帯電話	- -	日中連絡先	自宅 勤務先 携帯	
	※携帯電話は緊急連絡用ですので可能な方はご記入ください。				
	□メールアドレス				
□職業	1 会社員 2 パート 3 自営 4 主婦 5 無職 6 その他				
□勤務先				□電話番号	-
□調査活動の方法 (主に利用する方法1つに○印を付けてください。)					
1 徒歩 2 自転車 3 公共交通 4 自家用車・バイク 5 その他()					
□希望する調査地域 (該当する番号1つに○印を付けてください。)					
1 自宅町内会を含む地域					
2 自宅町内会を含まない地域					
3 特に希望しない					
□報酬の振込先 (本人名義)	金融機関名				本・支店名
	預金種別				口座番号

※市記入欄	担当課受付	年 月 日	備考	
-------	-------	-------	----	--

統計調査員登録抹消申出書

私は、にかほ市統計調査員の登録を抹消しますので、にかほ市長あてに申し出ます。

年 月 日

フリガナ			性別	男 ・ 女	
氏 名			生年月日	昭和	年 月 日
			年 齢	平成	歳
住 所	(〒 -)				
連絡先	自宅電話	-	携帯電話		
抹消事由 1つに○	1 一身上の都合（転出、就職、健康不良、介護、子育て など）				
	2 統計調査員本人の死亡（死亡年月日 年 月 日）				
	3 その他（ ）				
統計調査員の死亡などで統計調査員本人に代わって代理人が届ける場合は、 下の代理人欄にも記入してください。					
フリガナ			生年月日	昭和	年 月 日
代理人氏名			本人との 続柄関係		
自宅住所	〒				
自宅電話			携帯電話		

※市記入欄	担当課受付	年 月 日	備考	
-------	-------	-------	----	--

発行 令和4年9月
にかほ市役所 企画調整部
総合政策課 連携推進班
〒018-0192
にかほ市象潟町字浜ノ田1番地
TEL:0184-43-7510
FAX:0184-62-9013
メール:toukei@city.nikaho.lg.jp